

第7回「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」議事録

日時：2013年4月4日（木） 14：00～15：00

場所：衆議院第一議員会館 1階 国際会議室

出席：中川正春（座長 衆議院議員／民主党）

肥田美代子（事務局長 文字・活字文化推進機構理事長）

植村八潮（専修大学文学部教授 日本出版学会副会長）・相賀昌宏（日本書籍出版協会理事長 小学館代表取締役社長）・大滝則忠（国立国会図書館長）・角川歴彦（内閣官房知的財産戦略本部員 角川グループホールディングス取締役会長）・榎山紘一（印刷博物館館長 東京大学名誉教授）・河村建夫（衆議院議員／自民党）・小寺信良（インターネットユーザー協会 [MIAU] 代表理事）・榊原美紀（電子情報技術産業協会 [JEITA] 著作権専門委員会委員長 弁護士）・佐藤隆信（日本書籍出版協会デジタル化対応特別委員会委員長 新潮社代表取締役社長）・高須次郎（日本出版者協議会会長）・富田茂之（衆議院議員／公明党）・野間省伸（日本電子書籍出版社協会代表理事 講談社代表取締役社長）・馳浩（衆議院議員／自民党）・平尾隆弘（文藝春秋代表取締役社長）・堀内丸恵（集英社代表取締役社長）・山田健太（日本ペンクラブ言論表現委員長 専修大学文学部教授） *敬称略
植村氏以下五十音順

参考人：中山信弘（明治大学特任教授 東京大学名誉教授 弁護士）

桶田大介（弁護士）・福井健策（弁護士）

司会：肥田美代子事務局長

配布資料①「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」委員名簿

- ②「これまでの経緯」
- ③「出版社の権利のあり方に対する提言」
- ④ 陪席団体名簿

議事進行

（1）新委員紹介

最初に肥田事務局長により小寺氏、榊原氏、高須氏、馳氏の4人の新委員の紹介がなされ、今回の勉強会について案内を送った関係各団体がオブザーバーとして出席していることが報告された。

（2）挨拶・報告

中川氏：今日のご参加をありがとうございます。厳かな雰囲気の中で、よりよい結論を得たい。私も電子書籍を使い始めた。とても便利です。同時に、その普及を含めてもはや時間との競争であり、著作権の問題で早いコンセンサス作りが必要だ。今日も、そのための提案をして行きたい。

では、これまでの経緯を説明する。平成23年12月、文科省副大臣になった当時、

私はグーグルに危機感を持ち、三省デジ懇でデジタル化が進んで行くときのフォーマット化や著作権の問題を整理し、コンセンサスを得ようとした。しかし私の在任期間は短く、文科省での成果は中途半端に終わった。けれども総務省、経産省は一定の結論を得た。その後、議員勉強会を立ち上げて関係者でコンセンサスを作ろうという提案があった。河村先生、甘利先生などにメンバーに入っていたいで超党派で議論を進めることになり、出版業界だけでなく、作家、有識者の方々など多く方に参加していただいた。

勉強会の目標は、印刷文化・電子文化を新しいステージに引っ張り上げていくためのコンセンサス作り。勝ち負けではなく、ウィンウィンで行きたい。そして、6回目の勉強会で「中間まとめ案」を出して、関係者に意見をもらおうということになり、この叩き台が「中川勉強会原案」として周知された。みんながこれを機会に起き上がってくれることを願い、実際に起き上がってくれた。

次いで、著作者、出版者、IT 関連事業者等に意見を聞かせてもらう機会を作ろうと努力し、叩き台をもうひとつ先の方向へ進めた時点で、今後どういう方向へ話をまとめてゆくかが、私に任された。

そこで中山先生に研究グループを作っていただき、各分野の意見を勘案して提言をしてほしいとお願いした。今日は、中山提言をみなさんに聞いていただき、大筋の方向でコンセンサスを得たい。そして次の文化庁の審議会と法制化というステップに向けて、私も提案をしたい。

中山提言は2枚のペーパーから成っているが、今日の勉強会では1枚目のペーパーに対してコンセンサスを得たい。2枚目は将来の電子書籍文化への戦略と提起。そのためにまずやるべきことが、1枚目にある著作権の整理。出版社は結束して、ここに集中して欲しい。ナショナルアーカイブは次の段階。

ここまで固めてくれた方たち、ありがとうございます。今日の勉強会でコンセンサスが得られることを願います。

(3) 議題

1) 「出版社の権利のあり方に関する提言」について

中山氏：今日はお招きいただきありがとうございます。提言の根本的な考え方、背景を説明する。我々の目的は出版産業の振興。デジタル化時代となり、アメリカでは私企業が、ヨーロッパでは国が主導している。日本はどうするのか。(振興のためには)出版社の結束が必要。(結束のためには)権利の問題に決着をつける必要がある。早く結論と成果を得て、次へ進みたい。

権利問題では中川勉強会や経団連の提案があり、收拾がつかない状態。我々は大方の賛同を得られる結論をまとめた。

◎出版者に当然に発生する著作隣接権ではなく、著作者に淵源を有する出版権の拡大である。現行の出版権の規定はデジタル化時代にはふさわしくない。電子出版にまで拡充する必要がある。

◎対抗要件としての登録制度を簡単にする。権利情報を国立国会図書館の書誌情報と紐つけし、将来の商業利用への導火線とする。

◎原則としてサブライセンスを認め、各種プラットフォームでの配信などに対応する。

◎出版権の拡張の詳細は文化庁の審議会に任せ、遅滞なきよう監視する。我々は出版文化産業のためのグランドプランを作成する。

肥田氏：オブザーバー出席の経団連の方、御質問ありますか？

吉村氏（経団連）：経団連としては電子書籍ビジネスの発展を（中山提言と）共有している。経団連案が考慮されているのもわかる。細部についてはもっと詰めることになるだろうが、今は提言の③について詳しく知りたい。

中山氏：③については現行と実質は変わらない。（出版者が）どんな版面を作ってもそれは著作物の複製であり、権利の淵源はあくまでも権利者（著作者）にある。

福井氏：補足する。出版権は、書籍での頒布を目的としており、企業内複製やイントラネット利用にはニーズがあるにも関わらず、現行の著作権法は対応していない。これを促進したいということ。具体的には日本複製権センターを通した許諾の拡充が進むと良い。

肥田氏：経団連の方、これでよろしいですか？

吉村氏：経団連としてはオブザーバーでもあり、判断を保留する。本委員で議論を進めていただきたい。

肥田氏：ではみなさま、自由に発言をなさってください。

2) 意見交換

小寺氏：福井先生がいつも言及していらっしゃるが、権利者不明の孤児作品についての手当は？

福井氏：孤児作品については提言メンバーの関心は深い。過去の権利作品の50%が権利者不明と言われており、デジタルアーカイブ立国をめざすにあたり最大の問題。中山提言における「権利者を増やすのではなく出版権に基づいて統一的な管理がなされる」「登録制度を拡充し登録しやすくする」。この2点は、権利者をわかりやすくし、今後の孤児作品への予防策となる。

中山氏：孤児作品は世界的な大問題で、国会図書館でも大問題。著作権法の改正も必要か。

野間氏：提言の①に出版権の設定は「紙（印刷）のみ」「電子のみ」も可とある。紙の契約と違う出版者が電子の契約結ぶことはありか。基本的には紙を出したところが電子も含めた包括契約を結べるのか。他者が電子の契約を結びたいと望んだときに、紙を出したところに優先権あるのか。

中山氏：すべて、契約上そうならなければならない。

高須氏：中山提言に賛成する。しかし著作権の切れた作品を新たに出版する場合、初期費用の回収が非常に難しいので、EUのように一定期間の保護を盛り込んでほしい。再許諾の範囲だが、貸与、複写ふくめてどのあたりまでなのか？

中山氏：再許諾の範囲に関しては、現行では出版権者には（出版権を）サブライセンスする権利はない。これを出来るようにするということだ。（著作権切れ作品の新版の保護は）EUではドイツが非常に厳しい。この提言には盛り込んでいないが、著作権切れ作品の新版の保護はそんなに大きな問題なのか？

高須氏：歴史的・古典的作品の普及、古典の現代語での組み直しの促進に必要だ。

中山氏：古典の現代語の新訳ならば訳者に権利が発生する。すでにある作品で、新しく版を作ったというだけなら、この提言には含まれない。

福井氏：補足する。今日の提言は著作権に淵源のある出版権に関するもので、著作権切れの作品は範囲外だ。著作権切れ作品については著作権法の中ではなく、別の枠組みの中で投資の保護、として考えるべきだ。

肥田氏：他に御発言はありませんか？

平尾氏：これまで努力して下さった方々、ありがとうございます。提言の①～④について、詳細な議論は文化審議会でと言われたが、これではあまりに簡略すぎて、現場では細部の疑問が出てくる。詳細なペーパーはありませんか。

中山氏：提言メンバーでは詳細な議論をした。しかし、文化審議会に投げるにはこのペーパーが最適。これ以上簡略では審議会の方向性が定まらず、これ以上詳細では方向性を縛る。これ以上でも以下でもダメかと。

中川氏：あとで述べるつもりだったが、これからの勉強会のあり方と作業として、中山提言が基本的な流れとして固まれば、議員連盟を作って文化審議会に中山提言の方向でまとめるよう提言する。詳細な議論は、あと半年くらい文化庁でなされよう。しかし文化庁がもたもたしていたならば、議員立法でまとめる議論を並行させる。この議論には現場でのルールを反映させてゆく。今日はこのように提案しようと思っていた。そのために今日、この中山提言でコンセンサスを得たいのです。

平尾氏：隣接権との対比において中山提言を評価した。議論が議員連盟に移っても、出版者の今までの隣接権への議論が、継続して反映される形を望む。

中川氏：それについては2つの場所で吸収する。1つは文化審議会、もう1つはオブザーバーも含めた中川勉強会での議論。中川勉強会での議論は中山先生に頼ることになるが。

佐藤氏：今日は著作者が出席していないが、著作者の意見は大切だ。提言に関して浅田次郎氏の意見を書面でもらっている（浅田氏ペーパーを配布）。

スタートとなった三省デジ懇で2つの結論が出た。1つは電子出版ビジネスの発展、もう1つは知の再生産。ここから、デジタル化という時代に著作権を守るという観点から議論が進むと理解した。しかし「これまでの経緯」にあるように、平成23年12月に「出版者の権利付与等検討課題に対して明確な結論は出さないままとなる」となり不信感をもった。

浅田氏は「隣接権のほうがよい」という意見。氏がもっとも懸念しているのは契約についてだ。中山提言に対して条件がある。出版の契約は多種多様で7万点の本があれば、7万通りの契約があるといってもいい。本の中身によって契約が変

わるからだ。本は常に「新しい」ものが生まれ、「新しい」契約が必要になる。その多種多様さを提言でカバーできるのか。隣接権ならば契約の類型に押し込まれない。現行のような自由な契約を保障してほしい。それが著作者と出版者が提言に賛成できるかどうかの最大のポイントだ。

桶田氏：中川勉強会の委員である三田誠広先生から書面をお預かりしています。

「今日の提案は私の当初の考えと一致しています。出版社は著作権システムの拡充のために進んでいただきたい。出版者と著作者は対立するものではありません」隣接権と中山提言は排他関係にはなく、提言の①は多様な契約関係に応じるための条項である。

堀内氏：確認したい。一次出版が単行本、二次が文庫のとき、現状では、文庫をどこから刊行するかは著作者が決定している。提言の②の「再許諾可」とは、文庫の刊行を出版者が決定することになるのか。

福井氏：文庫の刊行先を著作者が決定するのは、現状でも、契約上そうになっているから。提言が通っても「契約による」というのは変わらず、著作者の承認のもとで出版者が文庫の刊行先を決めるということだ。

中山氏：特約がない限り、そうなる。「契約に従って」が大切で、「当事者の意思を無視して」はない。

植村氏：提言の④では孤児作品の問題が大切。現行登録制度の改正は現行の著作権法の中で可能なのか？

中山氏：著作権の対抗要件としての登録をおこなうのは現行の著作権法内。しかし国会図書館と文化庁を結ぶデータベース化となれば著作権法の改正が必要かもしれない。

3) 今後の方向性について

肥田氏：樺山先生、ご意見いかがでしょうか。

樺山氏：文化審議会に投げるのは時間が延々とかかる心配があり、防ぐ方法を考える必要がある。この勉強会でも何かを世の中に打ち出し、文化審議会に圧力をかけよう。なお提言の④について、具体的にどんな形の拡充なのか、説明してほしい。

中川氏：文化庁は今度は大丈夫、期待しています。でもこちらでもやりましょう。提言の1枚目のみならず2枚目では、図書館法の見直しなども必要かもしれない。2枚目を組み立てて新しいビジネスモデルやシステムを提案したい。

中山氏：同じ考えだ。日本がアメリカやヨーロッパと伍していくには、デジタルコンテンツの最大ホルダーである国会図書館データの商業利用が必要。提言の2枚目の組み立てに失敗したなら、日本の出版文化は大変なことになる。

肥田氏：国会図書館の大滝館長、いかがですか？

大滝氏：図書館はデジタル時代の前の紙の時代から社会的装置として文化資産を預かってきた。デジタル時代も役割は同じ。国会図書館をナショナルアーカイブとして利用してもらうための仕組みは段階的に進んでいるが、いままでの議論とも密接に関連しており、図書館としてさらに考えてゆく。

榊原氏：隣接権は保護を強化するという印象があった。IT メーカーはコンテンツの利用を推進したいので、利用促進についても同時に議論してほしいと思い、今日始めて勉強会に参加した。中山提言は信頼しているが、文化審議会での議論——JEITAはもとから文化審議官での議論に賛成していたのだが——は利害関係人を広く集めて議論してほしい。また個人がすでに持っている本のデジタル化については、自炊について裁判にもなっており、データを配信する悪徳業者もいるが、個人が自分で買った本を自分でデジタル化するのはいいのではないか。デジタル化機器の利用促進のための議論を望む。

肥田氏：では議員を代表して河村先生からお願いします。

河村氏：これまで中川先生、甘利先生、富田先生、石橋先生、私で勉強会をやってきて、ここで1つの方針が出た。勉強会は超党派だったから、議員連盟も超党派になるが、自公民だけでよいか、あるいはもっと広げるか。これまでの経緯を含め、多くの人に話をしておく必要がある。超党派ということは国会の合間に議論するので時間が少ない。大筋まとめてから文化審議会か、あるいは時間がかかるなら議員立法だ。中山提言のレベルに迫っていくのは少し時間がかかるが、多くの議員に話をしておけば、法案もスムーズに通るはず。馳先生、富田先生も御発言を。

馳氏：この方向で頑張ります。

富田氏：中川勉強会の議論と違う取りまとめになったが、権利者がいいならばよい。議連は維新あるいはみんなの党の人にも声をかけて進める必要がある。

中川氏：では提案します。

◎中山提言を中川勉強会の提言としたい。

◎議員連盟を作り、中山提言を文化庁に審議するよう意思表示する。

◎文化庁の遅滞に備えるため、また広く意見を集めるために、議員連盟で議員立法のための作業を並行して進める。

◎ナショナルアーカイブ構想を中川勉強会で継続して検討を進める。

以上、賛成していただけますか。

山田氏：4つの提案に賛成する。今後の議論には著作者の声を十分に吸い上げる必要があるが、中川勉強会の声かけですでに会が出来ている。フランクな意見交換や電子化への環境整備へのアイデアを検討しあうために、この「出版物に関する権利検討委員会（仮）」の継続を提案する。

肥田氏：山田氏の提案を5つめにします。みなさん賛成ですか。

⇒全員により拍手をもって賛成された

以上